

平成 29 年度 第 1 回 SD 研修会報告

内 容	研究倫理教育講習会
日 時	平成 29 年 6 月 27 日 (火) 16:15～17:15
場 所	宮崎国際大学 1-201 教室
進 行	ピーターズ副学長
出席者	13 人参加
議 事 内 容	
<p>研究倫理教育プログラム B 「学術研究の健全な発展について」"On the Sound Development of Academic Research" (講師：宮崎大学研究推進課長 勝股 靖貴 氏)</p> <p>別添資料で、日本語・英語での説明が行われた。(通訳：ロイド氏)</p> <p>1. 研究活動における不正行為について</p> <p>研究活動における不正行為は、健全な研究活動の障害となり、その本質に反するものである ので、防止する教育が必要である。研究者個人だけでなく、大学等の研究機関の責任が問われ るので、不正防止の対応を強化する必要がある。特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)に関 して事例があるが氷山の一角と言える。それ以外に二重投稿や不適切なオーサーシップ(著作 者記載)がある。不正行為防止について大学等は、調査体制を整備する責任があり、これがな されていない場合は、間接経費が削減される。</p> <p>(宮崎大学の対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究活動の不正行為防止等に関する規程」改正 不正行為の調査体制を整備 統括責任者：学長、研究倫理教育責任者：各部局に配置 ・「研究者等行動規範」改正 ・「研究データの保存・開示等に関するガイドライン」作成 ・研究者へ研究倫理教育の受講義務付け ・CITI Japan e-Learning プログラム受講率 87.3% (平成 28 年度) <p>2. 公的研究費の不正使用について</p> <p>架空請求や品名替え、偽装納品などの不正使用事例について説明があった。その結果は、個 人の罰よりも大学全体に多大な損失となる。</p> <p>3. その他の法令遵守について</p> <p>調査研究において、関連する法令で個人情報保護法の遵守とプライバシーの侵害に注意する ことと、遺伝子組換え研究においては、遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多 様性の確保に関する法律にも注意する必要がある。</p>	